

問い合わせ先

第二管区海上保安本部 海洋情報部

海洋調査課長 山野 寛之

電話 022-363-0111 (内線2530)



平成25年5月31日

第二管区海上保安本部

## 海図の基準となる最低水面の高さを変更 ～仙台塩釜港、石巻港、女川港～

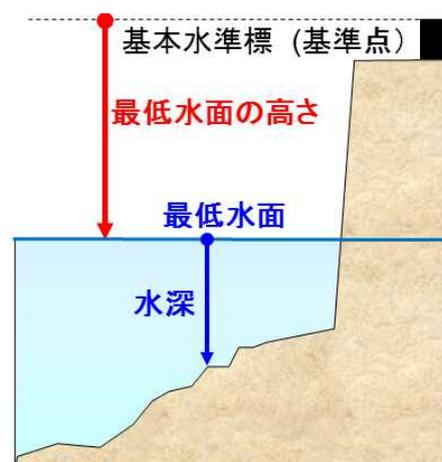
平成25年4月までに観測した潮汐データから、仙台で14cm、塩釜で13cm、石巻で15cm、女川で13cmの地盤変動（隆起）を確認し、最低水面の高さを変更しました。（いずれも宮城県内に所在）

最低水面とは、潮が最も引いた時の海面のことで、海図に記載されている水深の基準面となっています。また、港湾施設の計画、設計、施工などの基本となる港湾工事基準面としても使用されています。

最低水面の高さは海上保安庁が決定しています。海上保安庁では、東北地方太平洋沖地震に伴う地盤変動、最低水面の基準となる基本水準標の喪失などに対応して、23年7月までに最低水面の高さを再決定しました。その後、牡鹿半島を中心とする地域では地震後も継続する余効変動によって地盤が隆起傾向にあったため、海上保安庁では、海域の測量に合わせて、平成25年4月までに観測した潮汐データから最低水面の算出を行い、地盤変動量（隆起量）を確認し、最低水面の高さを再度変更したものです。

余効変動：地震後に観測される地殻変動のこと

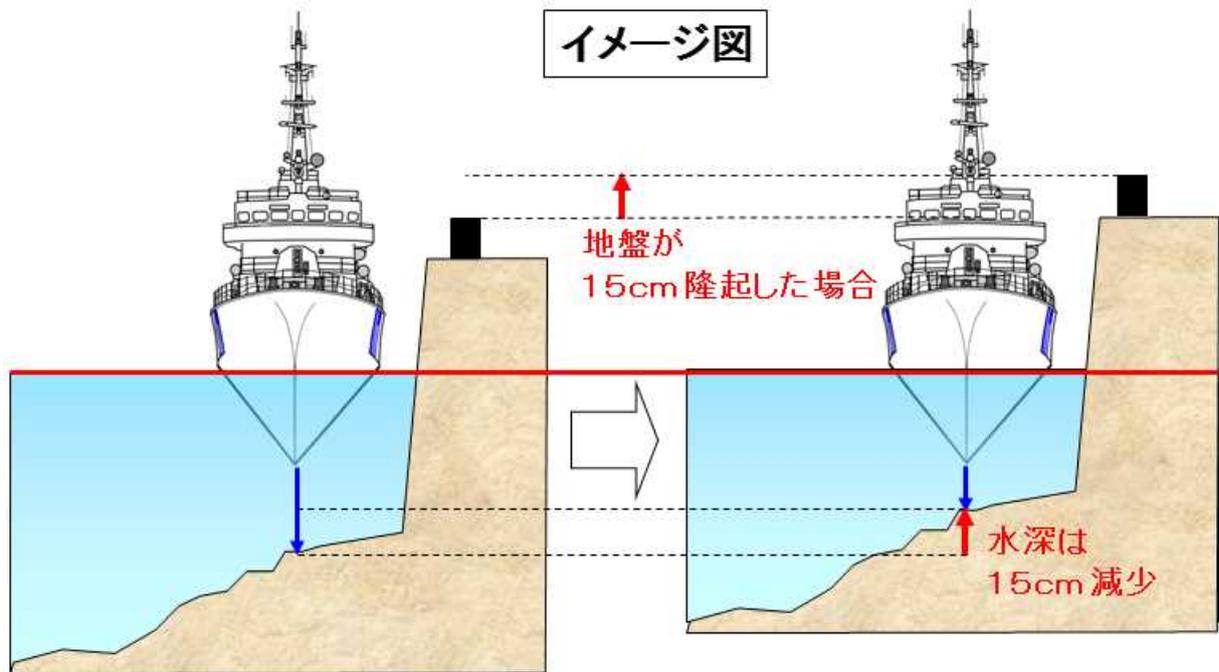
地名 又は 港名	最低水面の高さ (基本水準標下)		新旧の差 (隆起量)
	旧値	新値	
石巻	3.69m	3.84m	0.15m
塩釜	2.63m	2.76m	0.13m
仙台	2.14m	2.28m	0.14m
女川	2.09m	2.22m	0.13m



最低水面の高さは、海上保安庁告示によりインターネット上の海上保安庁ホームページに掲げることとしています。これらの港湾の水深などの高さの基準は、今後、新しい最低水面の値を使用することとなります。

ホームページアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/>

地盤変動は、山の高さや岸壁の高さだけでなく、水深の深さにも影響を与えます。次図で示すとおり、地盤の隆起により水深は海図記載のものより浅くなっていると考えられます。



第二管区海上保安本部では、最低水面の高さの変更に関し、ホームページ上の二管区水路通報の欄で、海事関係者に対する周知を行っています。

ホームページアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN2/tuho/CGI/oshirase.cgi>

なお、関係する海図は、次のとおりです。

海図番号	海図名	縮尺
W 6 4 A	仙台塩釜港塩釜	1:10,000
J P 6 4 A	SENDAI-SHIOGAMA KO SHIOGAMA	1:10,000
W 6 4 B	仙台塩釜港仙台	1:10,000
J P 6 4 B	SENDAI-SHIOGAMA KO SENDAI	1:10,000
W 1 0 9 5	女川湾	1:20,000
	(分図) 女川港	1:5,000
W 1 1 0 0	石巻港	1:10,000